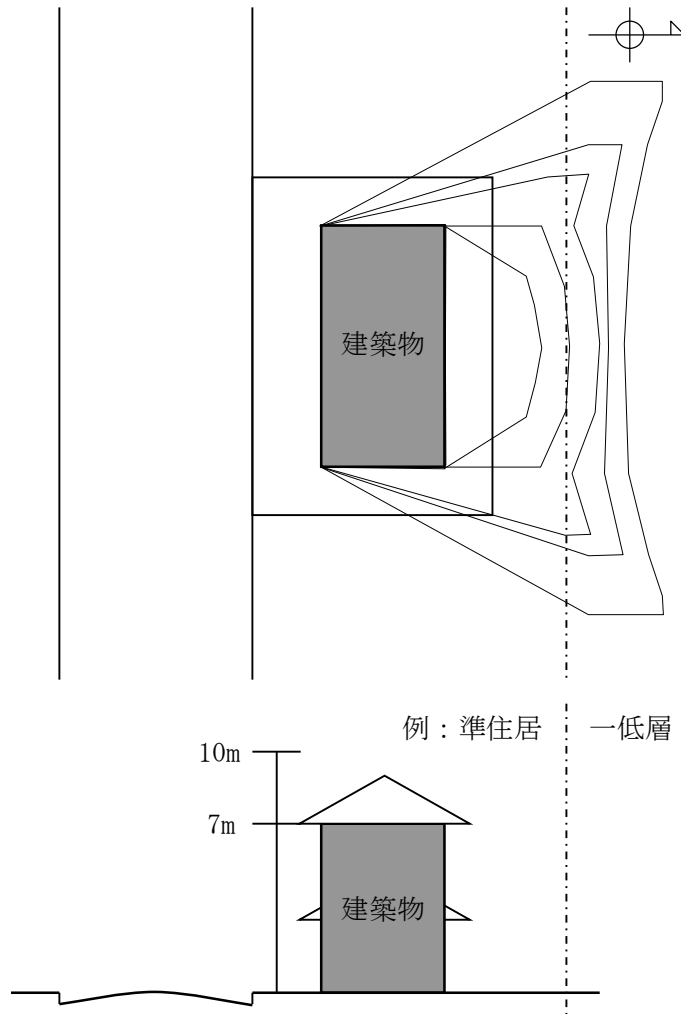


集団規定	日影による中高層の建築物の高さの制限
	法第56条の2

第一種低層住居専用地域内に日影を落とす場合の対象建築物

建築物が第一種低層住居専用地域外にあり、日影を第一種低層住居専用地域内に生じさせる場合、軒の高さが7mを越える又は地階を除く階数が3以上の建築物であっても、高さが10mを越えない場合は日影の対象建築物として取り扱わない。



技術的助言等	昭53都市建調172
参考資料等	(Blank)